

亀山市告示第58号

亀山市国民健康保険一日人間ドック事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市国民健康保険一日人間ドック事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市国民健康保険一日人間ドック事業実施要綱（平成17年亀山市告示第36号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第6条関係)

国民健康保険
一日人間ドック受診申込書

年度国民健康保険一日人間ドックについて次の
とおり申し込みます。

なお、亀山市国民健康保険一日人間ドック事業実施
要綱第2条第2項の規定の施行に必要な限度におい
て、市職員が市税その他市の歳入の納付状況を調査
することについて同意します。

世帯主 年 月 日

住 所	亀山市
氏 名	印
生年月日	年 月 日
電話番号	
携帯電話番号	
被保険者証記号番号	

受診者

氏 名	
生年月日	年 月 日
受診医療機関	
希望月	月 どの日程でもよい
胃部検診	線・内視鏡(口・鼻)
子宮がん検診	受診希望 月

受診者

氏 名	
生年月日	年 月 日
受診医療機関	
希望月	月 どの日程でもよい
胃部検診	線・内視鏡(口・鼻)
子宮がん検診	受診希望 月

附 則

この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。